# 事後調査計画書

平成 23年 8 月 30日

広島市長

事業者

住所 広島市西区南観音7丁目14番20号

氏名 株式会社 クリショー

代表取締役 川端 洋二

電話番号 082-292-2355

広島市環境影響評価条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

100					
象	事	業	の	名 称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
後	調	查	の	種 類	☑ 工事の実施中 □工事の完了後
事のき	着 手 又	てはタ	宅了の	9年月日	平成 23 年 8 月 17 日 (工事着手)
後調	査の	項	目 及	び手法	別紙のとおり
後言	調 査	を	行う	期間	平成 23 年 8 月 ~ 平成 42 年 12 月 (予定)
後調	查報台	音書 0	の提出	出の時期	每年9月末上海为强烈的
2					事後調査は次の業者に委託して行います。
	の他				· 水質関連…計量証明事業登録機関(濃度)
					· 土壤関連…環境省指定土壤汚染調査機関
					・植物関連…調査実績を有する業者
	後事のう後調	後調事の着手 後調査の 後調査の	後調査 事の着手又は 後調査の項 後調査を 後調査を	後調査の 事の着手又は完了の 後調査の項目及 後調査を行う 後調査報告書の提出	後調査の種類 事の着手又は完了の年月日 後調査の項目及び手法 後調査を行う期間 後調査報告書の提出の時期



## 工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項	<b>目</b>	調査方法等	調査地点及び調査頻度
		水質汚濁に係る環境基準に	沢水 5 地点 (S09, S11, S14, S16, S17)、処
1 → 人 庁庁	砒素	ついて(昭和46年環告59号)	理施設の処理前、処理後7地点注1)
1. 水質			(図-1, 図-3, 図-4参照)
	鉛		(調査頻度:砒素1回/月,鉛1回/年)
	砒素	地下水の水質汚濁に係る環	観測井戸8ヵ所注2)及び沈砂池(放流槽)
2. 地下水汚染		境基準について(平成9年環	(図-2, 図-3, 図-4参照)
	鉛	告 10 号)	(調査頻度:砒素 1 回/月, 鉛 1 回/年)
		土壌溶出量調査に係る測定	
	砒素	方法(平成 15 年環告 18 号)	掘削予定地の土壌掘削時
3. 土壤汚染		土壌含有量調査に係る測定	(図-5, 図-6参照)
	鉛	方法(平成 15 年環告 19 号)	観測井戸設置時 <sup>注 3)</sup>
		等	
	エビネ	現地踏査による	エビネ、キンランの移植先
4. 植物			エビネ :5月頃 生息状況を確認後
	キンラン		キンラン:5~8月頃 生息状況を確認後

注1): 沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注 2): 観測井点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注3):注2で観測井戸を上流側に移設する場合は、ボーリングを利用して土壌汚染調査を行う。

## 1. 水質調査

### ①浸透水処理施設(砒素除去装置)

当該処理施設では、産業廃棄物埋立て開始以前から観測井戸等で砒素及び鉛が検出されている他、埋立て開始後においても上流部の沢や浸透水からも砒素が検出されている。

これらは、地盤内に自然的原因により存在すると考えられるが、掘削土砂の覆土利用等による砒素の溶出も否定できない。このため、砒素による周辺公共用水域等への拡散を防止するため、浸透水の処理施設(ヒ素)を設置する。

- ・設置場所・・・最下流の沈砂池
- ・処理量 ・・・通常 15 m³/hr (360 m³/日) 最大 42.4 m³/hr (21.2 m³/h×2 基) (1017.6 m³/日)
- ・処理方式・・・ADI 法による吸着処理

### ②水質調査



